

国における消費者行政

【これまでの主な経過】

- 平成16年：「消費者基本法」施行 基本理念：「消費者の権利の尊重」「自立の支援」
- 平成17年：「消費者基本計画」策定（H17～H21の5年間）
- 平成21年：消費者庁と消費者委員会を創設 「消費者安全法」公布 地方消費者行政活性化基金の創設
- 平成22年：「第2期消費者基本計画」を策定（H22～H26の5年間）
消費者ホットライン開設（0570-064-370）
- 平成24年：「特商法」及び「消安法」の改正 「消費者教育推進法」の公布、施行 消費者安全調査委員会の発足
- 平成25年：「消費者教育の推進に関する基本的な方針」閣議決定
- 平成26年：「景表法」及び「消安法」の改正
- 平成27年：「第3期消費者基本計画」を策定（H27～H31の5年間、「地方消費者行政強化作戦」展開）
「地方消費者行政推進交付金」の創設
消費者ホットライン3桁化（188）
- 平成28年：「消契法」及び「特商法」の改正
- 平成30年：「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更
「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」決定
成年年齢を引き下げる「民法」の改正（2022年4月施行）
「消契法」の改正（2019年6月施行）
「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」の報告書
「地方消費者行政強化交付金」の創設（推進交付金から強化交付金へ改正）

府における消費者施策

【これまでの主な経過】

- 昭和51年：「大阪府消費者保護条例」公布
- 平成17年：「大阪府消費者保護条例」改正（新設：自主行動基準の策定・届出・公示等）
- 平成19年：「大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」の一部改正
(一部事務を市町村へ権限移譲)
- 平成21年：「大阪府消費者行政活性化基金条例」公布、施行、基金を造成
- 平成23年：府消費者保護審議会と府消費者苦情審査会を統合
- 平成24年：府消費生活センターをOMM（中央区）からATC（住之江区）へ移転
- 平成26年：「大阪府消費者保護条例」改正
府消費者保護審議会から「消費者施策に関する基本的な計画（基本計画）について」答申
- 平成27年：大阪府消費者基本計画策定
- 平成28年：府消費生活センター設置条例一部改正。名称も「大阪府消費生活センター条例」に改正
大阪府消費者教育の取組に関するイメージマップの作成
- 平成30年：消費者教育推進法に基づく「大阪府消費者教育推進地域協議会」を設置
「国の施策並びに予算に関する提案・要望（地方消費者行政関係）」を提出

【計画の性格】

「消費者施策を計画的に推進するための基本計画」（大阪府消費者保護条例第8条）として「都道府県消費者教育推進計画」（消費者教育推進法第10条）の性格をあわせ持った府における消費生活に関する総合的な計画として策定

【計画期間と進行管理】

- 5年間（2020年4月～2025年3月）
- 毎年度、検証を行い、審議会及び消費者教育推進地域協議会に報告するとともに、府ホームページにおいて公表

基本的な方針

- 大阪府消費者保護条例の基本理念及び現消費者基本計画の基本的な考え方・理念を継承しつつ、社会経済環境の変化等を踏まえ、以下の新たな視点から内容を充実。
- ① 成年年齢引き下げに伴う若年者への消費者教育の充実
 - ② スマートフォンの普及など、高度情報通信化の更なる進展に伴う取引形態の複雑化・多様化への対応
 - ③ 高齢化の更なる進展に伴う、高齢者等の見守りの充実
 - ④ 国連の持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた、持続可能な社会の形成に貢献する消費者行動の推進
 - ⑤ 国際化の進展に伴う、外国人への消費者相談や情報提供への対応

検討事項

- ① 消費生活をめぐる現状と課題
・消費者を取り巻く環境の変化、・府の消費者相談等の状況・大阪府消費者基本計画（第1期）における取組と今後の課題について
- ② 消費者施策の基本的な考え方・理念について
- ③ 施策の方向性（基本目標Ⅰ～Ⅳ）と施策の展開について
- ④ 計画内に定める消費者教育推進計画について
- ⑤ 計画の推進方策と進行管理

スケジュール（案）

